

札幌市児童育成会運営委員会の解散について

1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の体系

➤ 札幌市の放課後児童クラブは、次の3方式により展開している。

(1) 児童クラブ

児童会館・ミニ児童会館で開設。

管理運営は（公財）さっぽろ青少年女性活動協会。

（児童会館は指定管理、ミニ児は運営委託）

(2) 民間児童育成会

地域の児童育成関係者や父母等で構成する「児童育成会」が運営する民間施設。
札幌市が助成金を交付し支援。

(3) 届出のあった民間放課後児童健全育成事業所

学校法人等が運営する民間施設。

札幌市からの助成金は交付していない。

2 札幌市児童育成会運営委員会とは

(1) 設立 昭和57年に要綱^(※)に基づき設置

※札幌市児童健全育成事業実施要綱

(2) 委員 市長から委嘱された7名の委員で構成。以下の代表者に委嘱。任期2年。

①住民団体、②民生児童委員、③青少年育成委員、④小学校PTA、

⑤民間児童育成会（父母）、⑥小学校長、⑦児童育成団体

(3) 委員会の組織構成 委員長・副委員長・監事・委員（他に事務局職員あり）

(4) 委員会の開催 7月（決算・事業・監査報告等の審議）及び3月（予算・事業計画等の審議）の年2回開催

3 札幌市児童育成会運営委員会の業務

(1) 民間児童育成会の登録の認定及び取消し

(2) 民間児童育成会に対する助成金交付

(3) 民間児童育成会の運営指導に関すること

(4) その他民間児童育成会に関する事項

4 解散後の業務の流れ

平成31年3月31日で解散した後、以下のとおり取り扱う。

